

# 阿賀野市立笹岡小学校 いじめ防止基本方針

平成30年2月

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、阿賀野市立笹岡小学校の全ての児童が安心且つ充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定するものである。

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめに対する基本認識

- ・ いじめは、どの学校・どの学級・どの児童にも起こりうるものである。
- ・ いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許されないものである。
- ・ いじめ問題に対しては、被害者の立場に立った指導を行う。
- ・ いじめ問題に対しては、未然防止・早期発見・即時対応の具体的な対策を、計画的・継続的に組織として取り組んでいかなければならない。
- ・ いじめ問題は、家庭教育の在り方に大きく関わる問題である。

## 3 いじめ防止の基本姿勢

- ・ いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ・ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を高める教育活動を推進する。
- ・ 児童・教職員の人権感覚を高め、校内の温かな人間関係を築く。
- ・ 早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ・ 当該児童の安全を保証し、家庭・地域・関係機関と協力をして、早期解決にあたる。
- ・ いじめ発生時(疑いを含む)には、いじめ防止対策委員会を開き、迅速且つ組織的に対応する。

## 4 いじめ防止の基本施策

### (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- いじめ見逃しゼロスクール集会を実施し、意識の向上を図る。

### (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を高める教育活動を推進する。

#### ① 人と関わりながら学ぶ児童の育成を図る。

- ・ 授業改善を行い、児童がかかわり合いながら思いや考えを交流させることで、互いに認め合い高め合う学習を推進する。

#### ② 異学年交流活動を通して責任感を育成する。

- ・ 通学、行事、清掃活動など様々な活動において、高学年リーダーを中心とした異学年交流を基本の活動形態として設定し、役割を分担し、協力し合う意識の向上を図る。

### (3) 児童・教職員の人権感覚を高め、校内の温かな人間関係を築く。

#### ① 各学年の年間計画に基づき、人権・同和問題学習を実施する。

- ・ 人権・同和問題学習の授業を保護者や地域の人々に公開し、啓発する。
- ・ 新潟県同和教育研究協議会の「生きる」を活用した授業を行う。

#### ② 人権教育、同和教育に関する職員研修を計画的に実施する。

### (4) 早期発見のために、様々な手段を講じる。

#### ① 職員間の情報交換を実施する。

- ・ 職員間及び家庭・地域との情報交換を密にする。
- ・ 職員朝会、終会でその時々の児童の諸問題を話し合い、適切な指導を心がける。  
※ 終会(毎週木曜日)における、情報交換の場の設定。

(学級での取組の成果紹介を含む)

- ・ 学年を超えて、情報を随時交換する。(賞賛行為を含む)
- ・ 学期に1回「子どもを語る会」を実施し、全校児童の状況の把握に努める。
- ・ 「なかよしアンケート」(いじめ調査)を実施し、その結果をもとに、一人一人の児童との教育相談を行うことで、問題の未然防止、早期発見、即時対応に努め、児童理解を深める。  
(必要に応じて、教育相談や家庭訪問を実施する。)
- ・ Q-U検査を実施し、結果を分析し、児童の実態把握に努める。
- ・ 保健室に来る児童の情報を記録、回覧し、情報を交換する。
- ・ 日常の児童の観察を実施する。

- ② 情報モラルに関する研修と指導を推進する。
  - ・ インターネットを通じたいじめを防止し、早期に対応できるよう、情報モラルに関する研修会を実施する。
  - ・ 発達段階に応じた情報教育指導を計画的に実施する。
  - ・ 最新の動向を把握し、児童、保護者、地域への啓発に努める。

(5) 当該児童の安全を保証し、家庭・地域・関係機関と協力をして、早期解決にあたる。

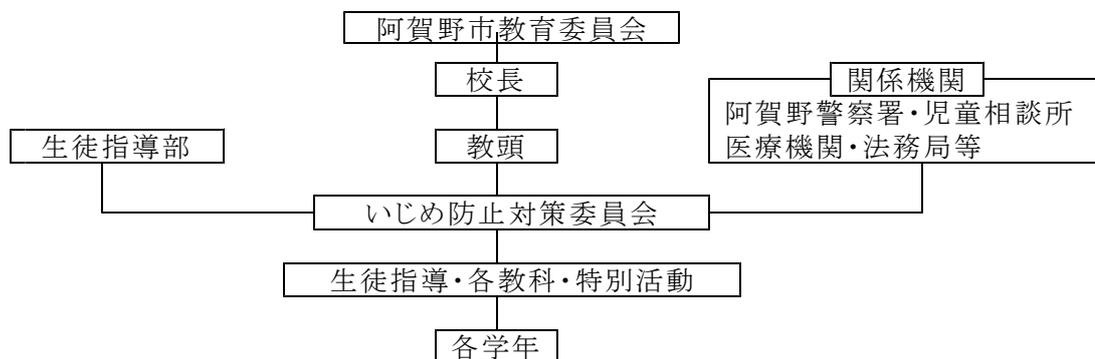
- ① いじめ問題を確認したときは、双方の保護者に事実関係を伝え、支援・助言にあたる。
- ② 事実確認により判明した情報は、適切に提供する。
- ③ 教育委員会と緊密に連絡をとり、適切な対応を行う。また、犯罪行為と判断される事案の場合は、阿賀野警察署、児童相談所、医療機関、法務局等と連携して対処する。
- ④ 各種相談窓口の利用を検討する。

5 いじめ防止及びいじめ発生等に対する措置

【いじめ防止対策委員会】

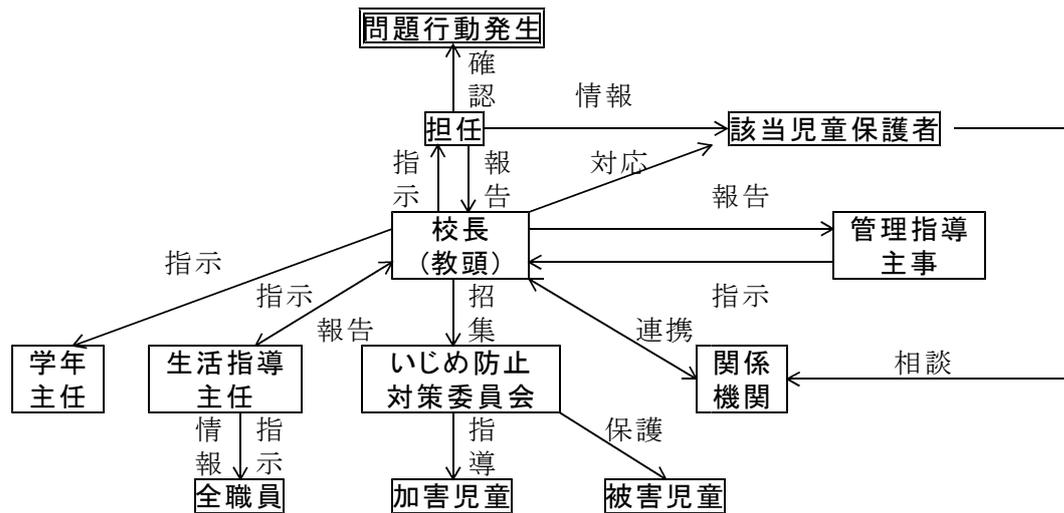
いじめ・不登校の問題が発生した場合の対応策を検討し、問題の早期解決を図ると共に、いじめ・不登校に対する全校指導体制の確立を図るため、以下の機能を担う組織を設置する。

- ① 構成員
  - 校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、当該児童学級担任
- ② 活動内容
  - いじめの早期発見に関すること
  - いじめ防止に関すること
  - いじめ事案への対応に関すること
  - いじめが心身に及ぼす影響やいじめ問題に関する児童の理解を深め、アフターケアを行うこと
- ③ 開催
  - 必要に応じ、随時開催する。



(1) いじめ発生に対する措置

- ① 児童・保護者・地域等から、いじめに関する相談を受け、あるいは兆候を発見したとの報告が入った場合は、直ちに校長・教頭に報告し、速やかに事実確認を行う。
  - ・ 校長は「いじめ防止対策委員会」を開き、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。また、教育委員会管理指導主事へ速報を入れ、指示を受ける。
- ② いじめを確認した場合は、いじめをやめさせ、再発を防止する。
  - ・ 被害児童の保護（見守り。必要に応じ、別室の確保。） ※守り通すという姿勢
  - ・ 加害児童への指導（複数職員、管理職の指導。） ※毅然とした姿勢
- ③ 全教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで対応に取り組む。
- ④ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑤ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- ⑥ 双方の保護者と定期的に情報を交換し、対応を協議し、連携して対応する。
- ⑦ 被害児童及び加害児童について、指導後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。
- ⑧ その他の児童生徒に、必要に応じ、説明と指導を行う。
- ⑨ 状況・対応については、記録をとり、その後の対応に生かす。



## (2) 重大事態への対応

### ① 重大事態とは

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い  
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む。)

### ② 重大事態発生時の対応

教育委員会へ報告し、当該事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

#### ○ 学校が調査主体となった場合

- ・ 組織による調査体制を整える。
- ・ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・ 調査結果を教育委員会に報告する。
- ・ 教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

#### ○ 学校の設置者が調査主体となった場合

- ・ 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

## 6 教育相談体制

### (1) 方針

児童が、担任や学校職員に何でも話ができる、学級・学校の雰囲気づくりに努める。

### (2) 具体的な取組内容

- ① 学校派遣カウンセラーによるカウンセリングを行う。(年8回)
- ② 「なかよしアンケート」(いじめ調査)実施後、その結果をもとに、一人一人の児童との教育相談を年3回行う。
- ③ 学級や学校内での適応感を調べるために、Q-U検査を年2回行う。

## 7 生徒指導体制

### (1) 方針

- ① 年齢や職務にこだわらず、だれでも思っていることを言い合える環境を築いていく。
- ② かかわりの場やかかわり方を学ぶ活動を通して自分も相手も大切にしたい言動をとることができるようにする。
- ③ 様々な交流を通して、達成感や所属感を味わわせ、自己肯定感を確立していくことができるようにする。
- ④ 一人一人の子どもに、最後までやり通す心を育てる。

## (2) 具体的な取組内容

- ① 生活のルールをきちんと身に付けさせる。
  - ・ 楽しい学校生活は、個人や集団が規範意識をもって、生活のルールを身に付けていくことから始まる。
    - 生活目標と関連付けた活動、全校で統一した指導(みんなの約束)、児童朝会、学習場面における指導
- ② 望ましい共感的な人間関係を育てる。
  - ・ 一人一人の子どもにとって学校が“楽しい場”であるために、認め合い、励まし合い、助け合いのできる学級内の支持的風土を醸成する。
  - ・ 全校体制で児童相互、児童と職員との共感的な人間関係や信頼関係をつくる。
    - 生活目標と関連付けた活動、異学年集団活動(三ツ星班活動)、児童朝会、学習におけるかかわり等
- ③ 自己肯定感をもたせる。
  - ・ かかわり合う活動を効果的に取り入れ、クラスにおける自分の存在感を高めることで自己肯定感をもてるようにする。
    - 学習場面における支援
- ④ 自己決定の場を設ける。
  - ・ 生活の場で生じるいろいろな問題を子どもが自分で考え判断しながら解決していけるようにする。
    - 学校生活全般における支援

## 8 校内研修

### (1) 方針

教職員のいじめを見抜く能力やいじめに対応する能力の向上に努める。

### (2) 具体的な取組内容

いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上を図るための研修会を年3回行う。

### (3) 年間計画

8月 人権教育、同和教育研修会、県同教等研修会に参加した報告を兼ねた研修会  
2学期 いじめを出さない人間関係づくりについての研修会

## 9 点検・見直し

### (1) 方針

- ① 取組内容を徹底するために内容を明確化し、定期的に点検する。
- ② より実効性が高い取組を実施するために、この基本方針について笹岡小学校いじめ防止対策委員会で点検し、必要に応じて改善する。

### (2) 具体的な取組内容

- ① 児童への対応や取組の成果が把握できるようにチェックリストを作成・共有し、全職員で実施する。
- ② いじめ防止学習プログラムの自校化の充実を図る。
- ③ 計画された取組について、PDCAサイクルによる評価を行う。

## 10 その他

- (1) 学校評価の中で、各項目・取組の評価を行う。(保護者アンケート・校内評価・学校関係者評価)
- (2) 学校評議員会、PTA理事会等で評価結果を説明し意見を受ける。
- (3) 評価結果を学校だより等で地域、保護者に公開する。
- (4) 評価結果を基に見直しを図る。
- (5) PTA総会や学年PTA、学校HP等で基本方針を公表し、趣旨の理解を図る。